

加入金等における消費税法改正に伴う対応について

1. 消費税法改正への対応

国において、令和元年10月1日から消費税法改正(税率 8%→10%)が施行されることに伴い、加入金及び給水装置工事に係る手数料についても、次のとおり料金改正されます。

① 加入金

令和元年9月30日迄

令和元年10月1日以降

口径	金額(円) 税抜き	金額(円) 税込み(8%)
φ 13mm	30,000	32,400
φ 20mm	70,000	75,600
φ 25mm	150,000	162,000
φ 40mm	530,000	572,400
φ 50mm	970,000	1,047,600
φ 75mm	2,850,000	3,078,000
φ 100mm	6,100,000	6,588,000
φ 150mm	16,500,000	17,820,000
φ 200mm	31,000,000	33,480,000
φ 250mm	55,000,000	59,400,000

消費税法改正

金額(円) 税込み(10%)
33,000
77,000
165,000
583,000
1,067,000
3,135,000
6,710,000
18,150,000
34,100,000
60,500,000

② 給水装置工事に係る手数料改定

道路占用許可申請	4,600	4,968
断水費	18,000	19,440

5,060
19,800

※料金改正対象外の手数料(非課税)

設計審査料	5,300	5,300
検 査 料	2,600	2,600
井水検査料	3,900	3,900
前受水道料金	φ 13mm	19,200 (特例 9,600)
	φ 20mm	31,200 (特例 15,600)
	φ 25mm	90,000 (特例 45,000)
	φ 40mm	163,200 (特例 81,600)
	φ 50mm以上	418,800 (特例 209,400)

変更なし

5,300
2,600
3,900
19,200 (9,600)
31,200 (15,600)
90,000 (45,000)
163,200 (81,600)
418,800 (209,400)

2. 現行税率(8%)での給水装置工事申し込みについて

令和元年9月30日までに水道局給水審査課にて、給水装置工事の届出を受理(受付け)されたものについては、現行税率(8%)での納付書を発行しますので、納付期限内での納付をお願いします。